

# 工事現場における工事中標示板等の設置について

## 〈参考資料〉

土木工事に関し、工事現場の近隣住民や通行者に対し、工事の目的、工事の期間、発注機関及び施工者等に関する情報をわかりやすく提供することにより、円滑な道路交通を確保するため、工事現場における工事中標示板、迂回路を示す迂回路標示板及び防護施設の設置及び管理を次のとおり定める。

なお、工事中標示板・迂回路標示板以外の標識及び保安施設等については、「土木工事安全施工技術指針」（平成 13 年 3 月 30 日国近整技官第 76 号改正）、「建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）」（平成 5 年 1 月 12 日建設省経建発第 1 号）、「道路工事保安施設設置基準（案）」（昭和 47 年 2 月建設省道路局国道第一課）及び「道路工事現場における標示施設等の設置基準」（平成 18 年 3 月 31 日国道利第 37 号・国道国防第 205 号）等に基づき、適正に設置及び管理を行うものとする。

### （工事中標示板）

- 1 土木工事を行う場合は、原則として次に示す事項を標示する工事中標示板を設置するものとする。（別図 1）

ただし、短期間に完了する軽易な工事については、この限りではない。

- （1）工事の内容

工事内容、目的等を標示するものとする。

- （2）工事の期間

工事終了予定日、工事の実施時間帯等を標示するものとする。

- （3）工事の種別

工事種別（道路改良工事等）を標示するものとする。

- （4）施工主体

施工主体及びその連絡先を標示するものとする。

- （5）施工業者

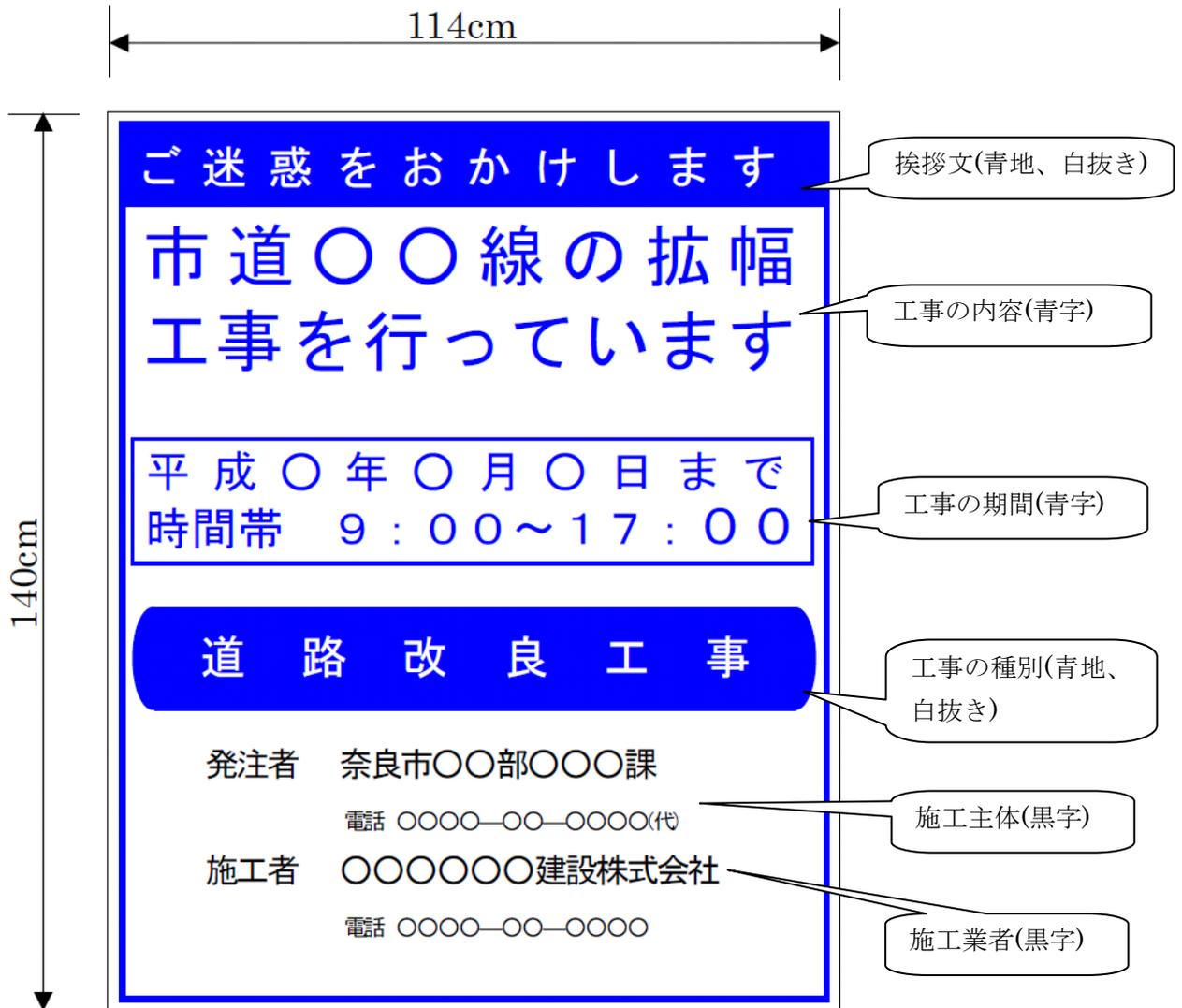
施工業者及びその連絡先を標示するものとする。

### （設置場所）

- 2 工事中標示板は、原則として工事区間の起終点に設置するものとする。

ただし、地形等により作業場（工事用道路を含む。）の出入口にバリケードを設置することで、当該工事の関係者以外の者が施工箇所近づけない場合は、出入口のみに設置するものとする。（別図 2）

別図1 (工事中標示板)



(1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等のあいさつ文、「舗装修繕工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇〇〇を行っています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び縁は黒色、地を白色とする。

(2) 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cmとする。

(3) 工事種別、工事内容の記載例

区分	工事種別	工事内容
道路関係	道路改良工事	道路の拡幅工事を行っています 道路のバイパス工事を行っています 等
	歩道新設工事	歩道を設置する工事を行っています
	道路防災工事	防災対策工事（〇〇設置）を行っています
	舗装新設工事	新たに舗装を設置する工事を行っています
	舗装修繕工事	傷んだ舗装をなおしています
	橋梁工事	橋を造って（架け替えて）います
	橋梁補強工事	（地震対策のため）橋の補強を行っています
	橋梁修繕工事	傷んだ橋梁をなおしています
	電線共同溝工事	電線を地中化する工事を行っています
	道路維持工事	〇〇の維持修繕を行っています
	照明灯修繕工事	老朽化した照明灯を新しくしています
	標識修繕工事	老朽化した標識を新しくしています
	路面清掃工事	路面の清掃工事を行っています
	道路除草工事	草刈工事を行っています
凍結防止工事	道路の凍結を防止しています	
河川関係	河川改修工事	河川の拡幅工事を行っています 取水堰を改築する工事を行っています 等
	河川維持工事	〇〇の維持修繕を行っています 草刈工事を行っています 等
	河床整理工事	堆積した土砂のしゅんせつ（整地）を行っています
	水門修繕工事	傷んだ水門をなおしています
	砂防工事	砂防ダムを設置する工事を行っています
	砂防維持修繕工事	〇〇の維持修繕を行っています
	がけ崩れ対策工事	斜面の崩壊を防止する工事を行っています
	地すべり対策工事	地すべりを抑制（or抑止）する工事を行っています
公園関係	公園工事	〇〇公園を造っています
	施設修繕工事	老朽化した〇〇をなおしています
下水関係	下水道工事	下水道管の新設を行っています ポンプ場の建設を行っています 等
その他	植樹工事	植栽の植え付けを行っています
	植栽管理工事	植栽の剪定等を行っています

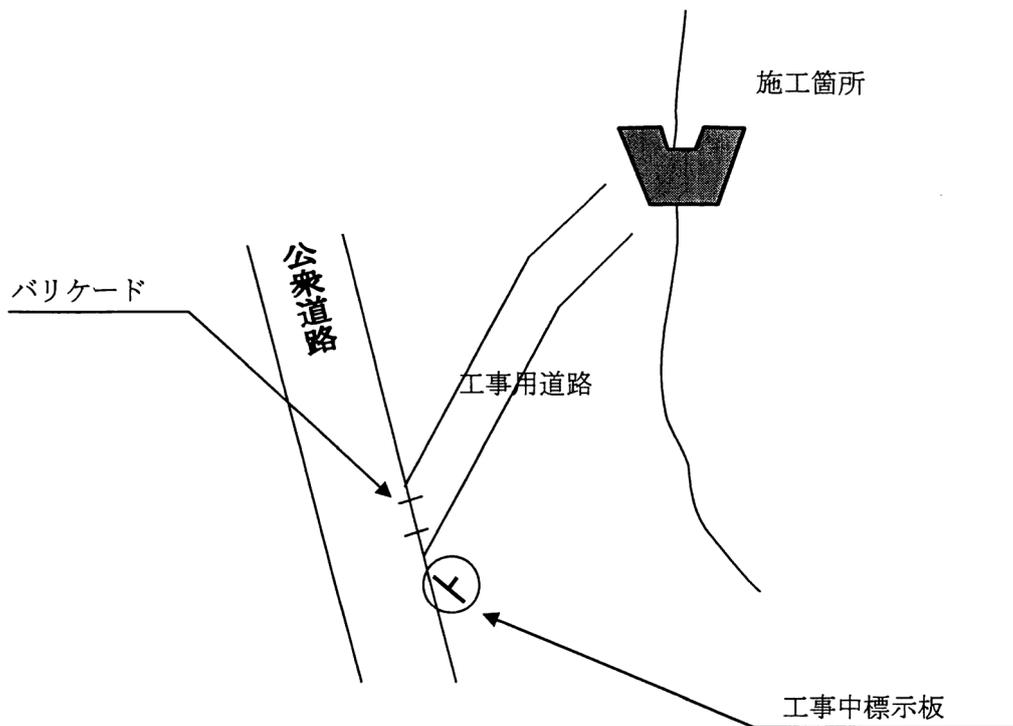
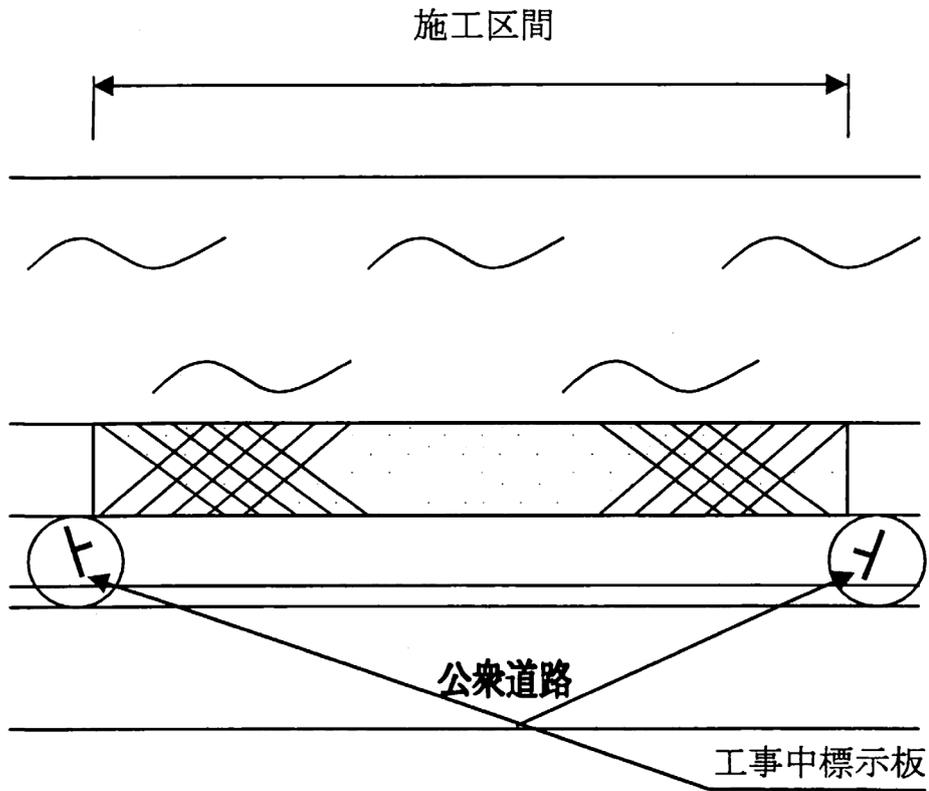
注1) 上表の例を参考に、各現場に合った工事種別、工事内容を標示するものとする。

注2) 工事内容については、簡潔でわかりやすい標示に努めるものとする。

また、文字数によって複数行（3行までを目安）となる場合、行毎に文字の大きさを変える等、視認性の向上に努めるものとする。

注3) 工事種別、工事内容の記載例は、参考であり作成に当たり、担当監督員と十分協議を行うものとする。

別図2 (設置場所のイメージ)



(迂回路の標示)

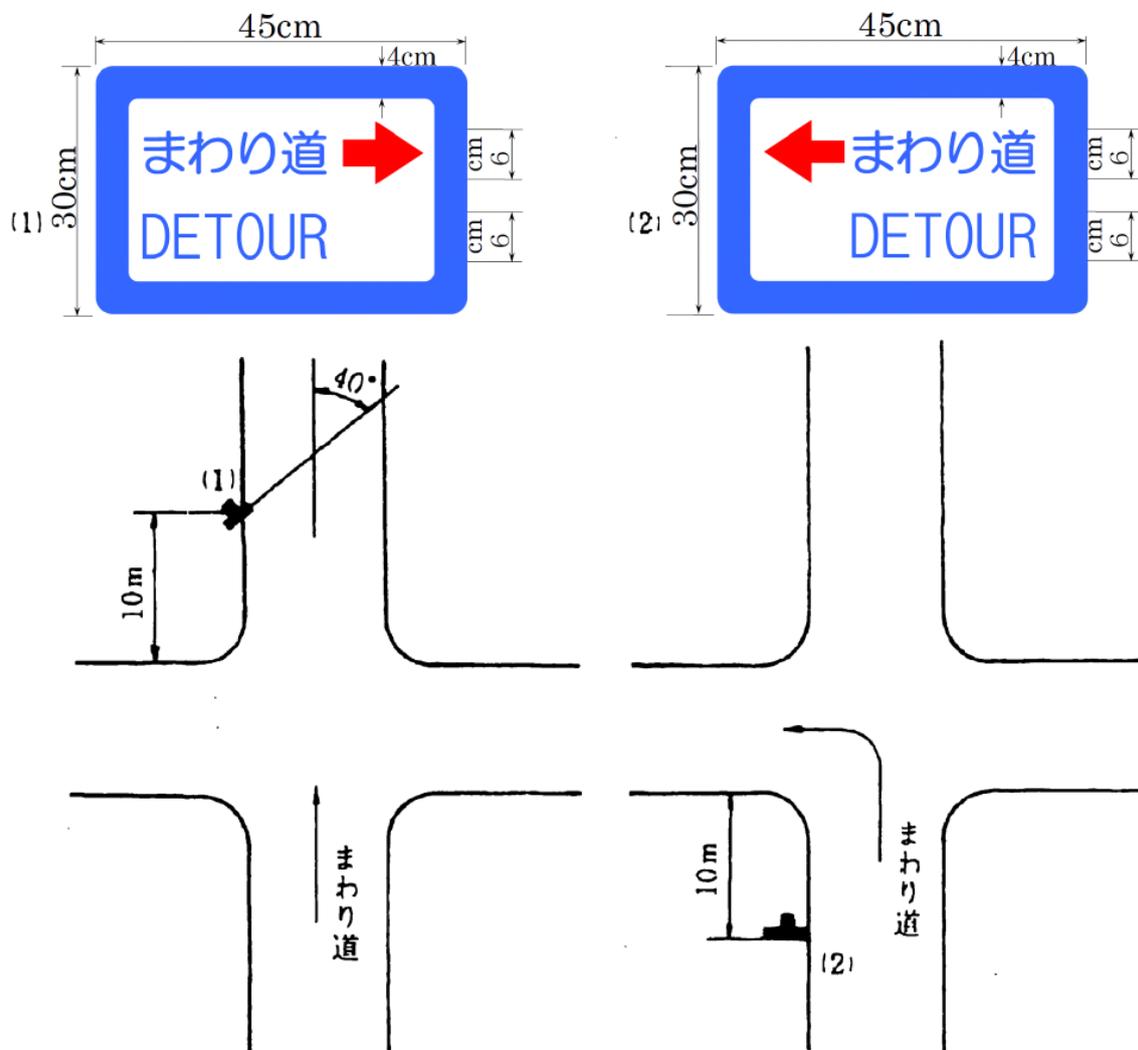
- 3 道路工事のため一般の交通を迂回させる必要がある場合は、道路管理者及び所轄警察署等の指示を受けて、まわり道の入口にまわり道の略図を記した迂回路標示板を、また、まわり道の途中の各交差点(迷い込む恐れのない小分岐を除く。)に道路標識「まわり道」を設置するものとする。(別図3、別図4)

別図3 (迂回路標示板)



- (1) 色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。
- (2) 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cmとする。

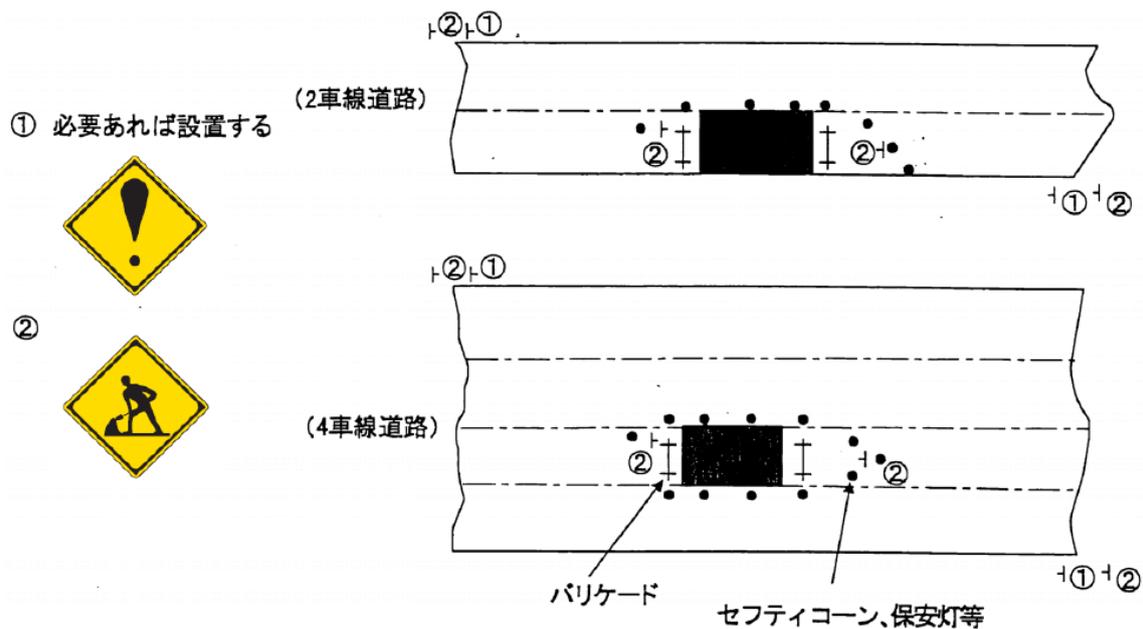
別図4 (道路標識「まわり道」)



(防護施設の設置)

4 車両等の進入を防ぐ必要のある工事箇所には、両面にバリケードを設置し、交通に対する危険の程度に応じて赤ランプ、標柱等を用いて工事現場を囲むものとする。(別図5)

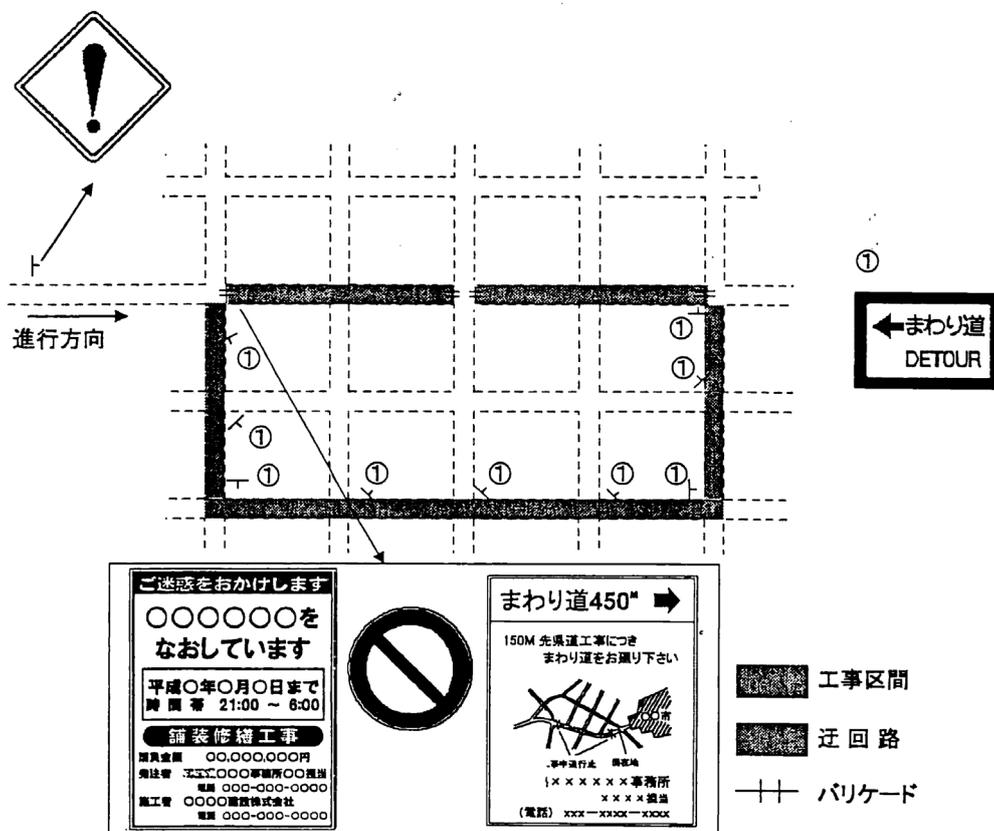
別図5 (車線の一部分が工事中の場合の標示例)



(管理)

5 工事現場における標示施設及び防護施設は、堅固な構造として所定の位置に整然と設置して、修繕、塗装、清掃等の維持を常時行うほか、夜間、遠方からの視認性を確保するため、必要に応じ、照明又は反射装置を設置するものとする。

参考(1) 工事中迂回路の標示例(市街地の場合)  
 (進行方向に対する標識の設置例を示す)



参考(2) 工事中迂回路の標示例(地方部の場合)  
 (進行方向に対する標識の設置例を示す)

